

照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名譽侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものとの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以

下この号において同じ。)が同項又は同法第四十一条の五第一項の規定に違反して表示され、ない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報送信防止措置を講ずる。う申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(出入力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等 (発信者情報の開示請求)

二、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
三、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
イ、当該特定電気通信支務者は、当該電力の侵害に係る特定送信者情報以外の送信者情報

当該特定電気通信機器提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報を以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて、総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) ()
当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる登
記者青報

八
信者開示の請求をする者がこの頁の規定により開示を受けた発言者青報（特定発言者青報）

を除く。)こよつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができない」とある。

認めるとき。

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれかに該当するものと認める。

当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用い、これにも該当するときは、

いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供

者である者を除く。以下この項において「一関連電気通信役務提供者」という用語に対し、当該関連電気通信役務提供者の役務の供給に係る取扱いを規定する。

電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することとする。

当該開示の請求に係る侵害報復の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害された

これが明治時代の「新文化」であるとき。

当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合

その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用して、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別子

符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するため用いる文字、番号、記号その他の符号をいう）。その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するためには必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

（開示関係役務提供者の義務等）

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聽かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対する、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。

4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不當に当該発信者情報に係る発信者の名譽又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。

（発信者情報開示命令事件に関する裁判手続）

（発信者情報開示命令）

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

（日本の裁判所の管轄権）

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の（1）又は（2）

- の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項並びに次条において同じ。）に備えられたファイル（第十七条第二項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。
- 2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録された事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用による電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
- 3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受けし。又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。
- （事件に関する事項の証明）
- 第十二条の三** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、発信者情報開示命令事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受けし、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- （発信者情報開示命令の申立ての取下げ）
- 1 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
- 一 当該申立てについての決定
- 2 当該申立てに係る発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
- （発信者情報開示命令の申立ての取下げ）
- 3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に對し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。
- （発信者情報開示命令の申立てについての決定）
- 1 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令又は一部を取り下げるが、当該申立ての取下げがあつた場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に對し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

- 3 第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下するときは、当該を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議を提起することができる。
- （発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え）
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報を提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。
- （提供命令）
- 第十五条** 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対して、次に掲げる事項を命ずることができる。
- 1 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。
- イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めるもの）を除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合（当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報）とロ、当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができる場合（以下この項において「提供命令」とい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをしてしめた旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に對し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。
- 2 前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- | | |
|--|------------------|
| 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第3号に該当すると認められる場合 | に係る第五条第一項に規定する特定 |
| 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第3号に該当すると認められない場合 | に係る第五条第一項に規定する特定 |
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報を提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。

- 二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

三 当該提供命令の申立てでは、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

四 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

五 (消去禁止命令)

第十六条 本条の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に對して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る)を消去してはならない旨を命ずることができる。

六 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

七 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法(平成八年法律第九百九号)第一百三十二条の十、第一百三十二条の十一及び第一百三十二条の十二(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百三十二条の十第五項及び第六項並びに第一百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第一百三十二条の十一第一項第一号中「もの」(第五十四条第一項のただし書きの許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第一百三十二条の十二第一項第三号中「第一百三十三条の二第二項」とあるのは「特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第一百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

八 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等(書面、書類、文書、賛本、原本、副本、複本その他文字、図形等)において同じ。(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録においては、民事訴訟法第一百三十二条の十三(第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第一百三十三条の二第二項」とあるのは、「特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第一百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の適用関係)

第十九条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書 第二十七条、第四十条、第四十二条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

2 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第十七条第一項」とする。

第二十条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

第二十一条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一日間に発信者となつた者（日本国外にあると推定される者を除く。）において同じ。及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十五条第二項において「平均月間発信者数」といいう。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一日間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十五条第二項において「平均月間延べ発信者数」といいう。）が特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するため必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によつては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができると認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

(大規模特定電気通信役務提供者による届出)

第二十二条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 外国法人若しくは團体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第二十三条 大規模特定電気通信役務提供者は（前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。

二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。

三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行つた者（第二十六条条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。

(侵害情報に係る調査の実施)

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従つて侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつたときは、当該申出に係る侵害情報の流通によつて当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならぬ。

(侵害情報調査専門員)

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害への対処に関する十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあつては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところによつて、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときは、同様とする。

2 (申出者に対する通知)

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十四条の申出があつたときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨

二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかつたとき その旨及びその理由

3 前項本文の規定にかかるわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあつては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

一 第二十四条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

二 第二十四条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいづれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であつて、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

四 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たつては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

三 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

四 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従つて送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

(発信者に対する通知等の措置)

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用していくわれる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従つて講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

(措置の実施状況等の公表)

第二十九条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 第二十四条の申出の受付の状況

二 第二十六条の規定による通知の実施状況

三 前条の規定による通知等の措置の実施状況

四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）

五 前各号に掲げる事項について自ら行つた評価

六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

(報告の徴収)

第三十条 総務大臣は、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(勧告及び命令)

第三十一条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条又は第二十九条の規定に違反していると認めるとときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(送達すべき書類)

第三十二条 第二十一一条第一項の規定による指定、第三十条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十二条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第三十三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第百条第一項、第一百一条、第一百二条一二、第二百三条、第二百五条、第二百六条及び第二百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「総務大臣」と、同法第二百一条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第三十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることはできないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達について公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第三十五条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する处分通知等であつて第三十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十三条において読み替えて準用

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第三十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。